



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	巻頭言
Author(s)	大竹, 政美
Citation	教授学の探究, 24
Issue Date	2007-02-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/18880
Type	departmental bulletin paper
File Information	kyouju24intro.pdf



巻 頭 言

大 竹 政 美

2006年12月15日、教育基本法の全面「改正」案が成立した。政府は12月22日、「改正」した教育基本法を公布し、同日から施行した。

「改正」教育基本法は、多くの徳目を教育の目標として法定し、これらを国民が内面化することを法律の力によって達成しようとするものである（成嶋 隆）。

第一条は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育の目的を定めている。旧一条の「真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」という文言が、「必要な資質を備えた」に置き換えられている。「必要な資質」の内容は、第二条の「教育の目標」規定を具体化する「教育振興基本計画」（第十七条）の形で国家（政府）によって定められる。第一条は「必要な資質」の内容充填を国家に留保することによって、一人ひとりの個人が自主的・自律的に人格の十全な発達を遂げていくという教育ではなく、国家が求める「資質」を内面化させた「国民の育成」の教育を導くものとなっている。

第二条は一号から五号までに「教育の目標」を列挙している。本条の各号によって「教育の目標」に適合的な「態度」が公定され、それらの「態度」の形成をチェックすることによる「目標」の到達度の評価と評価に基づく新たな統制という事態が起こりうる。また、二号の「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、……」という規定は、第五条（義務教育）2項の「各個人の有する能力を伸ばしつつ……」という規定とともに、能力主義教育の導入を志向するものである。各人はその能力に応じて競争に参加し、その結果について自己責任を負うべきであるという新自由主義のイデオロギーが、ここにも現れている。

第六条（学校教育）2項は、「教育を受ける者」が、学校生活上「必要な規律を重んずる」とともに、「自ら進んで学習に取り組む意欲を高める」ことを重視するとしている。ここには、旧教育基本法の権利としての教育ではなくて、義務としての教育の考え方が見られる。

教授学を探究する者として、われわれは何をなすべきか。科学としての教授学は予測力を持つものであるから、本来の「教育の基本」に立脚したすぐれた授業を創り出すことで応えていきたい。

くだらない授業が子どもからの拒否にあうのは当然である。学習意欲は「高める」ものではなく、高まるものだ。要するに、授業がわかって楽しいから学ぶのだ。

一人ひとり違った子どもたちは、それぞれにアプローチしながら、集団で普遍的な真理・真実を獲得していく。子どもが共同で学問・文化を楽しめる授業の開拓が求められているのである。

最も大きな問題としては、知識・技術・技能の形成が、全体としての「人格の完成」にどのように寄与しうるのかを追究していかなければならない。

本号に収められた諸論考も、さまざまな具体化のレベルで、そのようなすぐれた授業を創り出す試みの報告である。